

部落史研究の到達点と課題(戦後)

『部落解放史』全三巻発刊の意義

渡 辺 俊 雄

一、編集のねらい

それでは、まず『部落解放史』下巻を編集し、その一部を執筆した一人として、この本がめざしたことから、お話をしたいと思います。

まず第一は、一九四五年の日本の敗戦から現代までの部落解放をめざす様々な歩みを通史としてまとめたいという思いでした。ほかの報告者もふれられていましたが、これまで部落史の通史の古典として、部落問題研究所の『新版部落の歴史と解放運動』が多く読まれてきました。同書は戦後の歴史についてもかなりのページ数をさいています。しかし発刊されたのが一九六五年のことですので、それ以

降の部落問題をめぐる様々な取り組みの前進について書かれていません。また同書は「国民融合論」が提起される以前に書かれたから、戦後の民主的改革などについても客観的な評価がされていくところが多いのですが、それでも「同対審」答申の評価などについては否定的であったり、今日の時点からみた戦後史の総括が必要とされていました。

そこへ新しく、部落問題研究所から『部落の歴史と解放運動・近現代篇』が発刊されました。さぞ戦後の記述は充実しただろうと期待したのですが、わずか三〇ページほどに縮んでしまい、通史全体からいえばほとんど飾り物程度といった扱いにされてしまいました。秋定先生が指摘されましたように、「国民融合論」が提起されたものの、この

理くつでは今のところ戦後の通史がまとめられない、強いまとめようとすればこれまでの戦後の歴史の総括を根本から変えなければならぬ。その矛盾を解決できないために、戦後の記述そのものをほとんど削ってしまったということではないでしょうか。

こうした現状を考えてみますと、『部落解放史』下巻は私たちが意図するとしなにかかわらず、戦後四十数年の部落解放の歩みをまとめた唯一の通史となったわけ、この点からもぜひ下巻を多くの方々に読んでいただきたいと思っています。

第二に、それでは今日の時点から戦後の部落解放の歩みをまとめる際に、どのような観点に立つかという問題です。今日、部落解放運動は第三期を迎えたと、しばしば言われます。全国水平社の創立以来、差別糾弾闘争を中心とした第一期、行政闘争を中心とした第二期を経て、各時代の伝統と成果をふまえながら、平和と人権・民主主義を基軸とした国内外の共同闘争主導の時代である第三期にはいった。これからいよいよ全国水平社の創立大会の宣言や綱領がいうように、いっさいの差別のない社会をつくるために部落解放運動が先頭に立つのだ、というわけですね。

解放運動が差別のない社会をつくる先頭に立つという思想は、決してここ数年のうちに突然思いついたことではあ

りません。それは全国水平社創立以来の伝統でしたし、それぞれ時代に、時代の流れや解放運動の主体的な力量に制約されながらも求めつづけてきたことでした。いったい過去の歴史、とくに戦後の歩みのなかで、部落解放運動をはじめとする部落の完全解放を求める人びとが、この思想をどのように具体的に実践し、実現しようとしてきたのか、言いかえれば、今日いわれている第三期の部落解放運動の芽がどのようにはぐくまれていたのかを明らかにする、これが今日そして今後生きる視点ではないかと考えました。

第三に、そうした教訓を様々な分野から掘りおこすためにも、部落解放運動だけではなく、幅広い領域を視野に入れることが必要となります。もともと部落問題というものが、現状や行政、教育や文化、思想といった多面的な顔を持つていたのであり、多面的な説明が求められています。

『部落解放史』下巻は、のちに示すような大まかな時代区分をし、それぞれ村越・渡辺・友永が分担して執筆しましたが、その足らざることを補い、深めていただくために、実態については大阪市立大学の三輪嘉男先生、教育については全国同和教育研究協議会常任委員の梅原達也先生に執筆していただきました。

第四に、戦後の部落解放の歩みをまとめるにあたって、

とりあえず次のように時代区分し、それぞれ表題を付しました。

- ① 一九四五～五一年 戦後の民主的改革
- ② 一九五一～五八年 差別行政反対闘争の展開
- ③ 一九五八～六五年 国策樹立の闘い
- ④ 一九六五～六九年 同対審答申と部落問題
- ⑤ 一九六九～七四年 高度経済成長下の部落問題
- ⑥ 一九七五～八五年 現代の部落問題

時期区分というのは、それぞれの本によって特徴があります。先ほどふれた『新版部落の歴史と解放運動』では、戦後をほぼ一〇年ごとに一九五五年、六五年で区切っています。今後もし「国民融合論」の立場から通史が書かれるとしたら、全解連ができた一九七六年がもう一つの区切りになるでしょう。

また、師岡佑行氏の『戦後部落解放論争史』全五巻を読みますと、一九五三年、六〇年、六五年、六九年、七五年がそれぞれ時期区分の節目になっています。『部落解放史』下巻の時期区分と重なる部分もありますが、解放理論に力点を置いて戦後の部落解放運動を叙述し、運動の現状の評価についても差のある師岡氏との違いが出てくるのも当然かもしれません。

組合など各分野に、つまり量的に拡大していった時期でした。同時に量的な拡大におこることなく、研究活動の充実や「三つの命題」に象徴される解放理論の整理、運動の質的強化が強調されており、次の時代の準備がすでに始まっていたともいえます。

⑧の時期は、今日に直接つながる時期です。狭山差別裁判の上告審・再審を求める闘い、部落地名総鑑差別事件、世界宗教者平和会議での差別発言事件、そして落書や葉書・電話などの悪質な差別事件が頻発し、糾弾闘争が重視され、糾弾闘争を通じて企業や宗教・マスコミなどを含めて部落解放を求める取り組みが広がってないほど広がっていききました。また国際人権規約の批准促進運動など共同闘争・国際連帯にも積極的に取り組み、私たち自身、部落問題を様々な問題との関連で、たえず国際的な視野から、世界の人権という基準にてらして考えるという視点を徐々にではあります身につけてきたという意味で、たいへん大きな意義を持っていたと思います。

この時期の特徴については、執筆していただいた友永さんから報告があると思います。

なお余談ですが、『部落解放史』は当初二巻本として企画しておりまして、戦後の叙述も近現代篇（下巻）の一部として予定していました。しかし実際に執筆してみます

二、戦後の歩み

ところで、戦後の部落解放の歩みも、決して平坦で一直線に進んできたわけではありませんでした。

①の時期は、戦後の民主的改革という有利な条件のもとで、部落解放運動が再建されましたが、部落が襲撃されるといったひどい差別事件もおこりながら、必ずしも有効な反撃ができませんでした。しかし、松本治一郎が「世界の水平運動」を提唱し、松本の公職追放反対闘争を闘うなかで、新しい運動の方向が模索されます。

②の時期は、オール・ロマンス事件以降、地方自治体にかけて行政闘争が各地で取り組まれた時期です。一九五四年には広島県で、戦前の高松差別裁判を思わせるような福山結婚差別事件などもおこっています。③の時期は、行政闘争が国に向けて闘われた時期ですが、やはり三井三池第二組合、信太山自衛隊の差別事件などがあいつぎました。また動評・安保闘争・日中友好など共同闘争に取り組んで、部落差別の認識を深めていった時期でもあります。

④の時期は「同対審」答申の完全実施を、⑤の時期は「特別措置法」の即時具体化の要求と狭山差別裁判の糾弾闘争を柱に、部落解放の取り組みが行政や教育現場、労働

と、戦後の部分の原稿は大へん多くなりました。

考えてみますと、明治維新から敗戦までが七十年ですが、敗戦以降今日まですでに四十年です。また、戦前の水平運動はおよそ二〇年の歴史がありますが、戦後の部落解放運動は四〇年以上の歴史を持っています。たんに時間の長さだけではなく、その活動の多様さ、闘いの意義、社会に与えた影響の大きさなどを考えますと、戦後の部分を独立させることもやむをえないと思えました。しかも、その下巻の半分のスペースを一九七五年以降の「現代の部落問題」が占めています。この時期の部落問題の広がり、運動の発展がいかに急激なものだったかを、『部落解放史』下巻の構成そのものが雄弁に語っているように思います。

三、叙述のポイント

以上、簡単にそれぞれの時期の特徴をお話しました。こうした時期区分をいわば横軸にしますと、各時期の記述に欠かせない内容、縦軸としては、以下の七つほどの観点が必要だと思えます。

第一は部落問題の根本である差別の実態と差別事件、その糾弾闘争がそれぞれの時代によりに闘われていたのか、という点です。差別事件はいつの時代にもおきていま

すし、部落解放運動の基本は糾弾闘争です。それぞれの時期によって特徴がありましたし、またどのような差別事件を運動の側がとりあげたかというなかに、その時期の解放運動のめざしていた方向がよく示されています。

第二は、行政闘争です。行政闘争でかかげられる要求も、時代とともに変化しています。まず環境・住宅の要求から始まり、教育、生業資金、自動車運転免許証の取得へ、さらに社会保障、産業・労働対策、人権啓発へと広がっていきました。そうした要求の発展は、国や地方自治体の同和行政のあり方、同和予算の額やその内訳にも反映していきました。

第三には、各地域での闘い、取り組みについてです。部落解放運動は、典型的な地域に根ざした運動で、ここに解放運動の強さがあります。各地方自治体の同和行政に取り組む姿勢も、結局は各地域での闘いを反映します。全国的な、たとえば国策樹立の闘いにおいても各地域での取り組みが基本にありました。こうした地域ごとの取り組みを一つひとつついでいねいにひろっていくことで、部落の完全解放を求める取り組みのすそ野の広がりといったものが見えてくるように思います。

第四は、部落差別のとりえ方、解放理論の発展です。運動の発展の背景には必ず、意識するかしないかは別にし

て、差別のとりえ方の発展がありますし、逆に運動の発展が差別のとりえ方を深めてきました。戦後の部落解放運動再建の時期、オール・ロマンス事件、一九六〇年の綱領改正、奈良本・井上論争、「同対審」答申をめぐる論争、いわゆる「三つの命題」など、それぞれに私たちが受け継ぐべき教訓が数多くあります。

第五は、部落問題の取り組みが、国民的課題としてどのように広がってきたか、という点です。部落差別をなくすことが、たんに六千部落、三百万部落民の問題ではなく、日本の社会全体の民主化と不可分であることは、たえず部落解放運動の側から提起されてきました。多くの場合、運動側からの糾弾を受けて、教育や行政、マスコミ、政党、労働組合、そして企業や宗教者、出版界などが部落問題を自らの課題として受けとめ、反差別・人権の課題に実践していったか、この点は、たんに部落問題のみならず、日本における人権擁護の歩みを知るうえでも、はっきりと記録されなければなりません。

第六は、部落差別と他の様々な差別問題、人権そして平和の問題が、どうかかわっていたかという点です。これを運動的にいえば、共同闘争をどう取り組んだか、と言えるかもしれません。部落問題が社会全体の民主化と不可分だということとは、部落差別だけが解決するということはない

思います。

四、叙述の留意点

さて、実際の下巻の叙述にあたっては、第一に各章の冒頭で内外の情勢について簡単にふれることにしました。これは下巻についてだけの特別のスタイルですが、戦後の場合、部落問題を世界および日本の人権擁護の歩みのなかでおさえる必要があると考えたからです。

たとえば、戦後の民主的改革、部落解放運動の再建の意義は、国連第三回総会での世界人権宣言の採択に象徴される世界的な反ファシズム、人権擁護の意識の高揚を無視しては語れません。また一九六五年の「同対審」答申とその完全実施を求める時期は、世界的にも国連を中心に、人種差別撤廃条約、国際人権規約が採択され、アメリカでは公民権法が通った時期でもありました。当時はまだそうした世界の流れを自覚的に意識していたわけではありませんが、一九七五年以降になって本格的な国際連帯の運動が始まります。

また、先に述べた戦後の節目は内外の情勢と深くかかわっています。たとえば①は連合国軍による占領の時期、②は日本の経済が戦前の水準に復活し、③は「高度経済成

し、部落差別をなくそうとすれば人一倍そのほかの人権・平和の問題に取り組まねばならないことになるわけです。部落差別をなくすという観点をふまえながら、これまで共同闘争をどう取り組んできたのか、先ほどふれたように第三期の部落解放運動という視点が提起されている現在、この点の解明はいっそう大事になってきています。

そして第七が、国際連帯の問題です。国際連帯というの

があまりに運動的すぎるとすれば、部落問題を世界的な視野でどのようにとらえ、どのような部落解放の展望をえがくか、またそのような問題意識をそれぞれの時期にどこまで獲得してきたか、と言いかえてもいいかもしれません。これまた、これからの第三期の部落解放運動を考えていく時、どうしても必要な観点といえるでしょう。

以上のような観点は、少なくとも私自身についていえば、執筆を始める前からはっきり持っていたというわけではありませんでした。正直に言って、かなり漠然としたもので、原稿を書きながら考えたり、実際に本ができあがってから批評をいただいて考えさせられたりしました。したがって『部落解放史』下巻、とくに「戦後の部落問題」が、はたして今のべましたような観点で整理されているかどうか心もとない気がしますが、そもそもそうした観点でまとめることのでいいのかどうか、御批判をいただきたいと

長」がはじまり、④・⑤はそれぞれ経済大国、政治大国への志向が強まり、⑥は低成長へと転換していった時期です。それぞれの時代の部落解放の取り組みの特徴やその意義を正しくつかむには、こうした内外の情勢をふまえることが必要です。逆にこうした情勢に見合う的確な取り組みをしてきたからこそ戦後の部落解放の歩みは大きく発展をとげてきたともいえるでしょう。

第二に、同和行政、解放教育の取り組みも含めて、部落解放運動の成果が日本における反差別・人権確立のうえでどのような意義をもち、どのような波及効果をもたらしたかについてもできるだけふれました。

たとえば義務教育の教科書無償化がまず部落を基礎に闘われ、部落から実現したものが全国化していったこと、また壬申戸籍の糾弾闘争から戸籍法の改正へ発展していったことなどはよく知られています。そしてこれ以外にも今回の『部落解放史』下巻では、憲法第二四条の「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し」の「のみ」を入れるよう強調したのが松本治一郎であったこと、一九五八年以降の部落解放の国策樹立を求める運動の成果として一般対策としての住環境整備のための住宅地区改良法の成立をみたこと、あるいは一九六〇年代後半の越境通学反対闘争・同和加配教職員獲得の闘いが今日の教職員組合が進める定数法

抜本改正闘争の先駆的な意義を持つことなど、多くの事例が紹介されています。

第三に「国民融合論」については、こうした考え方が登場してくる一九七五年以降を扱った「現代の部落問題」で理論的に批判していますが、そのみでなく、できるだけ歴史的な事実によって具体的に全編を通して「国民融合論」批判となるよう心がけたつもりです。

たとえば、部落差別は封建的身分差別の残り物であった、戦後の民主的改革によって基本的に解消の過程にあるとか、部落解放同盟は部落民以外を差別者とみる部落第一主義の考え方に立っているとといった中傷は、各時期の被差別部落の実態、差別事件の厳しさ、共同闘争・国際連帯への取り組みなどを読んでいただければ、いかに現実離れしているかを理解していただけるでしょう。

第四に不十分ではありましたが、叙述にあたっては近年の歴史学とりわけ現代史ないしは戦後史研究の成果・視点に学ぼう努力しました。第一章の冒頭に近い部分(三頁)で、「一九四五年八月一日、日本はポツダム宣言の受諾を各国に通知し、国民は翌日の天皇の放送で初めてその事実を知った。(中略)九月二日、アメリカ合衆国戦艦ミズーリ号上で、日本は降伏文書に調印した」という記述にしたのが、その一例です。

従来から、八月一日は終戦記念日と言われてきたのに対して、単に戦争が終わったのではなくて、日本軍国主義が敗北したことをはっきりさせるという意味で敗戦記念日とすべきだという議論が今でもありますし、当然のことです。

しかし考えてみますと、八月一日というのは、天皇がいわゆる「玉音放送」で日本の敗戦を国民に知らせたというだけであって、実質的には八月一日の御前会議で決定したポツダム宣言受諾の意志をスイスを通じて各国に通知したのは八月一四日でした。そして国際法的に言えば、日本が連合国に降伏したのは、恐らくミズーリ号で降伏文書に調印した九月二日ということになり、これが国際的に通用する日付ということになるでしょう。それをあくまでも八月一日にこだわるとすれば、それはあまりにも私たちが自身知らず知らず天皇制の呪縛にとらわれていることになりはしないでしょうか。

はたして『部落解放史』下巻全体がこうした視点で貫かれているかどうか自信はありませんし、これはとても小さなことかも知れませんが、小さなところから歴史の見方を転換していく、逆に言えばこうした小さなことを軽視して私たちが正しい歴史観を身につけることもできないと思うわけです。

五、これからの課題

ところで実際に執筆・編集を終えて本を読みなおしてみますと、個々の記述について気になるところも多くあります。実際に本を読んでいただいて具体的な御指摘もいただきましたが、ここではあまり時間もありませんので、全体にかかわる問題点と申しましようか、これからの課題と思われることだけふれてみたいと思います。

第一は、戦後の部落史研究の蓄積がほんとうに薄い、率直に言えばまだほとんどないことをあらためて痛感したということです。

部落解放研究所では今、原田伴彦記念基金の事業として日本占領文書の調査・研究をしています。ここ二年ほどの資料収集と関係者の聞きとりによって、これまで通説とされていたような評価、つまり連合国軍の総司令部は部落問題について無認識で、黙殺ないし無視した、あるいは同和行政を禁止したといった評価は根底からくつがえされる状況になってきました。これはほんの一例にすぎません。

第二には、その結果、個々の歴史的事実の評価がたいへん難しいことです。

一例をあげますと、二一ページ以降に一九四八年に広島県でおこったいわゆる高須事件についてふれていますが、当時の解放委員会はこの事件を「差別問題が関連した一般民対部落民の対立抗争ではなく（中略）と位置つけた」が、その後の裁判では「単なる傷害致死事件として判決が出され、部落差別が明かにされなかった」（二二頁）と書かれています。それでは、はたして解放委員会による事件の位置づけは正しかったのかなど、本当はもう一歩も二歩も踏みこんだ評価が必要なのでしょうが、できませんでした。

こうした限界を打ち破っていくためには、それぞれの差別事件や差別撤廃の取り組みについて、あまりにも当然すぎるのですが、これまで戦後の部落史において通説とされていた評価を再検討していくこと、そのためには埋もれている歴史的な事実をもっと発掘したり、新しい側面から光をあてたり、関係者の聞きとりが不可欠となります。

第三には、今の段階では、やはり運動史が中心にならざるをえなかったという点です。

幸い運動史については基礎資料である『解放新聞』が復刻され、部落解放全国委員会以来の全国大会の方針書などが『部落解放運動基礎資料集』全四巻として出版されていますし、奈良や岡山では県レベルの資料集も発刊されてい

ます。こうした状況に比べると、教育史・行政史・社会経済史あるいは思想史といった面からの説明はなおこれらの課題です。

第四に、こうした状況を克服していくためにも、近年になって急速に進んできた全般的な戦後史研究の成果やその問題意識にもっともっと学ぶことが必要だと感じています。

『部落解放史』下巻が刊行されてからポツポツと本の紹介や書評をいただくようになりました。『解放新聞』や『ヒューマン・ライツ』そして『部落解放研究』などに順次掲載させていただいています。それぞれ皆さんにも読んでいただければと思いますが、これまでのなかで私自身が一番こたえた書評は、神奈川大学の尹健次さんのものでした。これも近く『部落解放研究』に掲載する予定ですが、日本の植民地支配の問題と戦争責任の問題が完全に欠落しているのではないか、だから民族差別など他の様々な差別との構造的なかわりが見えてこないのではないかというものでした。

正直に言って尹健次さんの指摘はたいへん重く、どう受けとめたらいいのかたじろいであるところですが、こうした批判を精一杯受けとめて今後の研究に取り組んでいきたいと考えております。